

業務内容

東京矯正管区は、関東1都6県に新潟県、長野県、山梨県及び静岡県を加えた地域に所在する矯正施設の適切な管理運営を担う法務省の機関です。矯正施設では再犯防止に向けた様々な仕事を行っています。

■ 刑務所及び少年刑務所 ■

主に受刑者を収容し、刑務作業を適正に行わせたり、受刑者が出所した後、再び犯罪をしないように改善指導や教育をして社会復帰の手助けをします。

■ 拘置所 ■

主に被疑者、被告人を収容し、刑事訴訟手続を円滑に遂行させることを目的とした施設で、公平な裁判を受けられるように配慮しています。

■ 少年院 ■

家庭裁判所から少年院送致という保護処分を受けた少年を収容し、生活指導、職業指導、教科教育等の矯正教育を実施し、少年の立ち直りの支援を行う専門機関です。

■ 少年鑑別所 ■

家庭裁判所から観護措置決定を受けた少年を収容し、心理学等の専門知識に基づいて調査を行って非行の原因を探り、指導・教育方針を立てる専門機関です。また、一般の方からの相談等に応じる「地域援助」も行っています。

矯正施設で働く職員

刑務官：主に刑務所、少年刑務所、拘置所で勤務し、被収容者の収容を確保しつつ、施設の規律秩序を維持するとともに、改善更生に向けた働き掛けも行います。

法務教官：主に少年院、少年鑑別所で勤務し、在院者の非行に焦点を当てた指導や健全な社会復帰のための支援等を行います。

矯正心理専門職：主に少年鑑別所で勤務し、在所者に対して面接や各種心理検査を行い、非行の原因や処遇指針を明らかにします。

勤務地・転勤・昇進

勤務地については、本人の希望を考慮して決定しており、原則として東京矯正管区管轄地域内において異動します。

刑務官は初等科に、法務教官と矯正心理専門職は基礎科に入所し、矯正職員としての心構えや根拠法令等の基礎知識について学びます。

その後、選抜試験等を経るなどして、上位の研修に進むと課長や部長、施設長に昇進する道も開かれております。

先輩からのメッセージ

職員課 先輩N

私は平成23年度法務省専門職（人間科学）採用試験に合格し、法務教官として採用されました。ももとは教員志望でしたが、当時、地域の少年野球のコーチをしていた際に、非行歴のある少年と関わることがあったのをきっかけに、「法務教官」という仕事を知り、自ら進んでこの仕事を目指しました。

実際に勤務すると、教科指導、職業指導、体育指導等、様々な角度から対象者と向き合う必要があり、人を指導することや公安職として勤務することの難しさを感じました。それでも先輩方に支えられながら、毎日やりがいを持って勤務することができました。

また、施設運営のための庶務系の業務もあり、多くの職員がそれぞれの役割で少年の改善更生に関わっております。

御興味のある方は、ぜひ矯正施設について調べてみてください。皆様と一緒に働ける日を楽しみにしています。



〒330-9723

さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館13階
法務省 東京矯正管区 職員課

<TEL> 048-600-1502 <FAX> 048-600-1505

<東京矯正管区HP>

https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei08_00101.html

QRコードで
アクセス!

